

資料 2

令和8年第1回沖縄県議会

(2月定例会)

乙号議案説明資料

沖 縄 県

令和8年第1回沖縄県議会(2月定例会)

提出予定議案一覧表				
番号	区分	議案名	部局	頁
乙 1	条例	沖縄県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例	総務部	4
乙 2	条例	沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	総務部	5
乙 3	条例	沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	総務部	6
乙 4	条例	情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例	総務部	7
乙 5	条例	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	総務部	8
乙 6	条例	沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例	こども未来部	9
乙 7	条例	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	こども未来部	10
乙 8	条例	沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例	保健医療介護部	11
乙 9	条例	沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	保健医療介護部	12
乙 10	条例	国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例	保健医療介護部	13
乙 11	条例	沖縄県地域連携高齢者支援基金条例	保健医療介護部	14
乙 12	条例	沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	農林水産部	15
乙 13	条例	沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	農林水産部	16
乙 14	条例	沖縄県糖業・農業振興基金条例	農林水産部	17
乙 15	条例	沖縄県畜產生産基盤強化支援基金条例	農林水産部	18
乙 16	条例	沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	商工労働部	19
乙 17	条例	沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	商工労働部	20
乙 18	条例	沖縄県宿泊税基金条例	文化観光スポーツ部	21
乙 19	条例	沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	土木建築部	22
乙 20	条例	沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例	土木建築部	23

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	頁
乙 21	条例	沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	企業局	24
乙 22	条例	沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	病院事業局	25
乙 23	条例	沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例	教育委員会	26
乙 24	条例	沖縄県公立高等学校教育改革推進基金条例	教育委員会	27
乙 25	条例	沖縄県部活動大会参加支援基金条例	教育委員会	28
乙 26	条例	沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	教育委員会	29
乙 27	条例	沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例	公安委員会	30
乙 28	条例	沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	公安委員会	31
乙 29	議決	工事請負契約について(本庁舎(行政棟)改修工事(機械1工区))	総務部	32
乙 30	議決	工事請負契約について(本庁舎(行政棟)改修工事(機械2工区))	総務部	33
乙 31	議決	工事請負契約について(本庁舎(行政棟)改修工事(機械3工区))	総務部	34
乙 32	議決	工事請負契約について(沖縄県道路照明灯一斉LED化事業)	土木建築部	35
乙 33	議決	工事請負契約について(県立中部A特別支援学校(仮称)新築工事(校舎棟・建築1工区))	土木建築部	36
乙 34	議決	工事請負契約について(県立中部A特別支援学校(仮称)新築工事(校舎棟・建築2工区))	土木建築部	37
乙 35	議決	工事請負契約について(県立中部A特別支援学校(仮称)新築工事(校舎棟・建築3工区))	土木建築部	38
乙 36	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について(国道449号災害復旧工事(令和5年災1号))	土木建築部	39
乙 37	議決	財産の処分について(うるま地区内賃貸工場12号棟)	商工労働部	40
乙 38	議決	財産の処分について(うるま地区内賃貸工場13号棟)	商工労働部	41
乙 39	議決	財産の処分について(うるま地区内賃貸工場14号棟)	商工労働部	42
乙 40	議決	財産の処分について(うるま地区内賃貸工場32号棟)	商工労働部	43

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	頁
乙 41	議決	訴えの提起について	土木建築部	44
乙 42	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	45
乙 43	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	46
乙 44	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	47
乙 45	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	48
乙 46	議決	損害賠償の額の決定について	土木建築部	49
乙 47	議決	指定管理者の指定について(沖縄県立博物館・美術館)	文化観光スポーツ部	50
乙 48	議決	包括外部監査契約の締結について	総務部	51
乙 49	同意	副知事の選任について	総務部	52
乙 50	承認	専決処分の承認について(令和7年度沖縄県一般会計補正予算 (第7号))	総務部	53

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第1号議案 沖縄県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、沖縄県公益認定等審議会の委員の任命に係る規定を整理する必要がある。

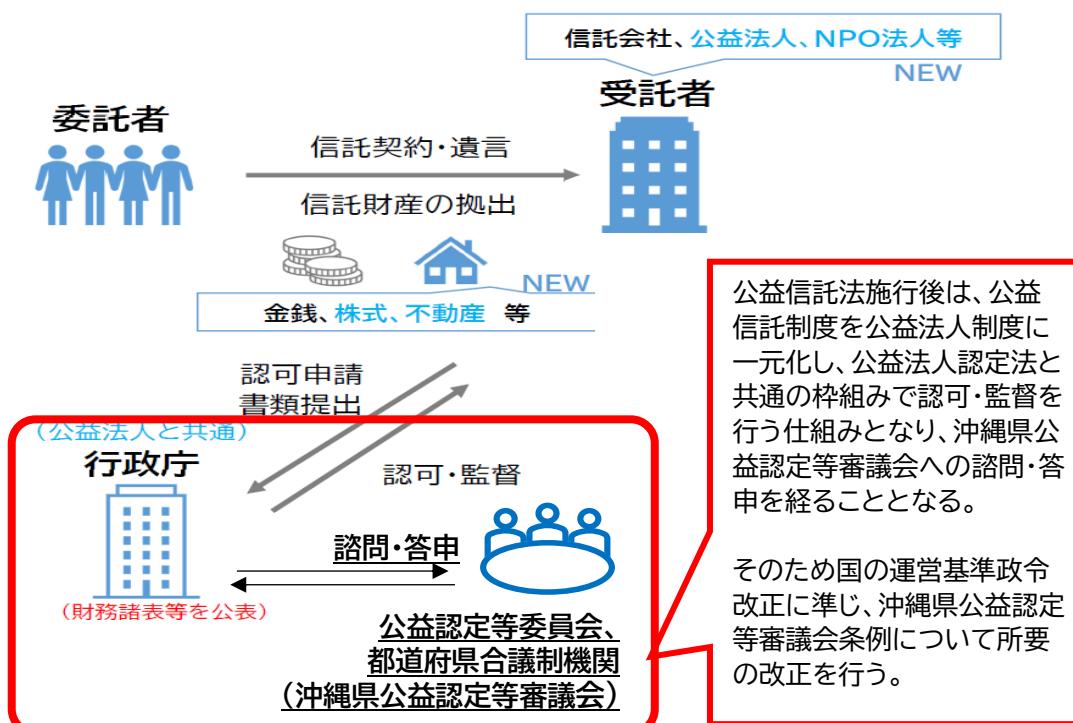
【議案の概要】

- 第4条を改正し、委員に求める識見に「公益信託に係る活動」を加える。
- この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【説明】

- 公益信託に関する法律（以下「公益信託法」という。）が、令和6年5月22日に公布され、令和8年4月1日に施行する。
- 公益信託法施行後は、公益信託制度を公益法人制度に一元化し、公益法人認定法と共に通の枠組みで認可・監督を行う仕組みとなり、公益信託に係る認可を行うには沖縄県公益認定等審議会への諮問、答申を経る必要がある。
- 併せて、公益法人認定法第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令が改正され、委員の任命において、公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者が追加されたことから、委員に求める識見に「公益信託に係る活動」を加える。

※公益信託とは、契約・遺言により委託者から受託者（担い手）に託された財産を用いて、受託者が「委託者の想い」に沿った公益活動を継続的に行う仕組み。



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第2号議案 沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 県の職員及び県費負担教職員の給与等について、人事委員会の給与勧告等を踏まえ、通勤手当の引上げ等、諸手当の改正を行う。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。ただし、一部の規定については令和8年4月1日から施行する。
なお、宿日直手当の改定及び通勤手当の改定の一部は、令和7年4月1日から適用する。

【説明】

1 公民較差を踏まえた改正

- (1) 宿日直手当：人事院勧告に準じて、勤務1回に係る支給の限度を勤務形態に応じて引上げ改定（通常：4,400円→4,700円、特殊業務：7,400円→7,700円）

(2) 通勤手当

- ア 自動車等使用者に対する通勤手当について、人事院勧告の趣旨等を踏まえ、以下のとおり見直し
 - ① 現行の距離区分における月額を引上げ（上限月額45,700円）
 - ② 「100km以上」を上限とする距離区分を新設（上限月額66,400円）
 - ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

- イ 月の途中の採用や異動の日から通勤手当を支給できるよう支給方法を見直し

(3) その他の手当

- ア 特地勤務手当に準ずる手当に係る規定の整理
- イ 職員の月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

2 教育職員の待遇改善

- 義務教育等教員特別手当について、学級担任等の校務類型において加算を行うとともに支給上限額の見直しを行う。（上限月額8,000円→7,100円）

3 施行期日：公布の日。

（なお、1(1)及び1(2)ア①については令和7年4月1日から適用する。）

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第3号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しを踏まえ、部活動指導業務に係る特殊勤務手当の支給額を引き上げる等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 特殊勤務手当について、多学年学級担当手当を廃止し、教員特殊業務手当のうち「部活動における児童又は生徒に対する指導の業務」の支給額を2,700円から3,900円に引き上げる。
- 2 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の一部改正に伴い、家畜の伝染性疾病的名称変更があったことから、防疫等作業手当に係る規定を整理する。
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、防疫等作業手当に係る改正規定は公布の日から、多学年学級担当手当の廃止に係る改正規定は、令和9年1月1日から施行する。

【説明】

- 1 義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しによる改正
 - (1) 多学年学級担当手当の廃止【第2条、第35条】
 - (2) 教員特殊業務手当のうち「部活動における児童又は生徒に対する指導の業務」の支給額引き上げ(2,700円→3,900円)【第40条】
- 2 防疫等作業手当に係る規定の整理【第22条】
家畜の伝染性疾病的名称変更(ブルセラ病→ブルセラ症)
- 3 施行期日
令和8年4月1日
ただし、2については公布の日から、1(1)については令和9年1月1日から施行する。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第4号議案 情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

【議案提出の理由】

沖縄県アナログ規制の点検・見直し方針に基づき、県民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点からデジタル技術を効果的に活用することができるようにするため、関係条例の規定を整備する必要がある。

【議案の概要】

- 1 次に掲げる関係条例について、書面を特定の場所に掲示して行うこととされている公示等について、インターネットを利用する方法により行うことを可能とするため、以下の条例の規定の整備を行う。<第1条及び第2条>
 - (1) 沖縄県税条例
 - (2) 沖縄県行政手続条例
- 2 この条例は、それぞれ附則第1項に定める日から施行する。

【説明】

情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

<目的>

県は、国が講ずる施策に準じて、県民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点からデジタル技術を効果的に活用することができるようするため、必要な施策を講ずる必要がある。

<改正内容>

不利益処分の名宛人の所在が不明である場合等の公示方法について、掲示場の掲示であったものをインターネットの利用その他の適切な方法に改める。

公示方法の見直しに係る改正

【現行】



掲示場での書面掲示

【改正後】

インターネットによる公表



掲示場での書面掲示
又は、事務所に設置したパソコン画面での表示

利用者の利便性、デジタルデバイドへの配慮の観点から現地での掲示も維持

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第5号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

宅地造成等規制法の一部が改正され一定規模の盛土又は切土を伴う宅地造成に関する工事を行う場合に都道府県知事の許可が必要となったこと等を踏まえ手数料の徴収根拠を定めるほか、工業技術センターの手数料の額の適正化を図る等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 宅地造成等規制法の一部が改正されたことに伴い、工事の許可申請等に対する手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。
- 2 工業技術センターにおける使用料及び手数料について、額の適正化を図る必要がある。
- 3 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料について、額の適正化を図る必要がある。
- 4 犬の狂犬病予防注射手数料等について、額の適正化を図る必要がある。
- 5 開発行為許可申請等に係る手数料について、額の適正化を図る必要がある。
- 6 衛生環境研究所における手数料について、行政サービスが不要となった項目を削除する。
- 7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、規定を整理する必要がある。
- 8 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、2、3、4及び6については令和8年4月1日から施行し、7については令和8年5月1日から施行する。

【説明】

改正の趣旨

- 1 法令等の改正に伴う新たな事務の追加により手数料の新設等を行うもの
宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請等に係る手数料等
- 2 使用料及び手数料の定期的な見直し等による額の適正化を図るもの
工業技術センターにおける使用料及び手数料、第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料、犬の狂犬病予防注射手数料、開発行為許可申請手数料等
- 3 事務の見直しによる手数料の廃止によるもの
衛生環境研究所手数料（空気試験）
- 4 その他所要の改正
法令等の改正による適用条項のずれ等に伴う規定の整理

提出議案の概要

【こども未来部】

【議案名】

乙第6号議案 沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

こども・若者を取り巻く複雑化した課題に対応するため、子どもの貧困対策を含む沖縄県こども・若者計画に定める施策を継続して実施することができるようになる必要がある。

【議案の概要】

- 1 題名を沖縄県こども・若者施策推進条例に改める。(題名関係)
- 2 基金の設置の目的をこども・若者に関する施策を推進することとする。(第1条関係)
- 3 基金を子どもの貧困対策を含む子ども基本法等の規定に基づき沖縄県が定める計画に定める施策に要する費用の財源に充てることとする。(第6条関係)
- 4 この条例は、令和8年4月1日から施行する。(附則)

【説明】

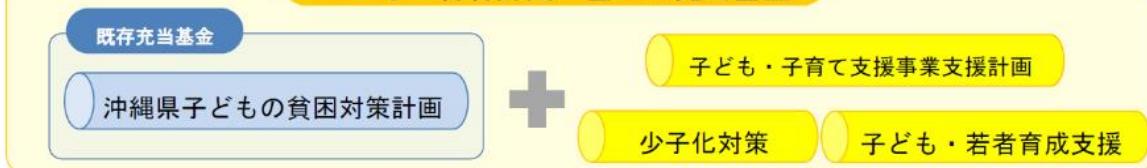
こども・若者に関する施策を推進することを目的として、子どもの貧困対策を含む沖縄県こども・若者計画に定める施策を実施することができるようになる必要がある。

沖縄県こども・若者施策推進基金（子どもの貧困対策推進基金条例の改正）について ～誰一人取り残さないこどもまんなか社会の実現のために～

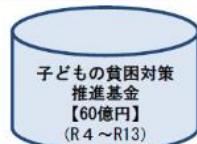
基金条例改正の経緯と必要性

- こどもを取り巻く複雑化した課題に対して横断的、重層的かつ産前からおとなになるまで切れ目なく取組む必要があることから、子ども基本法（令和4年法律第77号）に基づいて、令和7年3月に、「沖縄県こども・若者計画（未来のおきなわっこプラン）」（以下、「本計画」という。）を策定した。
- こども・若者を支援する目的として、沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例（平成28年条例第2号）の設置の目的及び処分に関する規定を改正し、子どもの貧困対策を含む本計画に定める施策を推進する。

こども・若者計画に基づく充当基金



今後の基金の使途について



- 既存の子どもの貧困対策推進のために積んでいた基金については、継続して、市町村と共に貧困対策に活用していく。
- 新たに積み増す財源により、こども・若者計画に掲げる基本理念の実現に向けた取組を推進していく。
- 新たに積み増す財源は、県全体のこども・若者、子育て世帯への施策を推進するため、県事業に活用していく。

提出議案の概要

【こども未来部】

【議案名】

乙第7号議案 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

【議案提出の理由】

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国家戦略特別区域限定保育士等に係る関係条例の規定を整理する必要がある。

【議案の概要】

- 1 地域限定保育士に係る根拠法令が児童福祉法に位置づけられたことに伴い、従前の国家戦略特別区域法に位置づけられた保育士についても引き続き保育士登録や関係施設での配置が可能となるよう条例の規定を整理する。
- 2 虐待等の禁止を規定する条項において、虐待行為の定義として引用する法律や条項の整理を行う。

【説明】

1 地域限定保育士について

地域限定保育士とは

- ◆ 地域における保育人材確保のため創設され、児童福祉法の特例として国家戦略特別区域法に基づき運用されていた。
- ◆ 本制度により地域限定保育士となった者は、当該地域限定で保育士と同様に業務を行うことができる。

児童福祉法の改正について

- ◆ 令和7年10月に改正法が施行された。
- ◆ 国家戦略特別区域法に基づく「地域限定保育士制度」の一般制度化に伴い、児童福祉法に位置付けられることになった。
- ◆ 改正後は、内閣総理大臣の認定を受けた都道府県等においてのみ制度が活用可能。

法改正に伴う県条例の改正について

- ◆ 法改正後の地域限定保育士制度について、沖縄県は5月初旬に内閣総理大臣の認定を受ける予定。
- ◆ したがって、県条例については以下のとおり改正する。
2月改正：国家戦略特別区域法に基づき資格を取得した者について、法改正後の経過措置を踏まえ、従前通りの取扱いとするための改正
6月改正：児童福祉法に基づく地域限定保育士制度を運用開始するための改正

2 虐待等の禁止を規定する条項の整理について

虐待等の定義については、ほぼ従前と同義であるが、法における位置づけや条項の整理に伴い、本県の関係する条例においても同様の整理を行うもの。

提出議案の概要

【保健医療介護部】

【議案名】

乙第8号議案 沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

児童福祉法及び母子保健法の一部が改正され母子健康包括支援センター等の組織が見直されたこと等に伴い、条例の規定を整理する必要がある。

【議案の概要】

- 1 看護師等修学資金は看護師等養成所の学生に修学資金を貸与し、条例で定める施設で一定期間従事した場合に、返還債務を免除する制度である。
- 2 児童福祉法及び母子保健法の一部改正に伴い、条例で定める施設のひとつである母子健康包括支援センターがこども家庭センターに改められたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。
- 3 その他、条ずれ等所要の整理を行う。

【説明】

沖縄県看護師等修学資金貸与条例（昭和47年沖縄県条例第75号）新旧対照表

改 正 案	現 行
(返還債務の当然免除) 第10条 (略)	(返還債務の当然免除) 第10条 知事は、貸与生が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還債務を免除する。 (1) 養成施設修学生に係る第一種修学資金の貸与を受けた者が(略)県内の次のアからテ(略)の施設等で(略)従事した場合において、(略)従事期間が貸与期間の2倍に相当する期間(略)に達したとき。ただし、キ及びコにおいては助産師、サにおいては保健師として従事した場合に限るものとする。 ア 医療法(略)第7条の規定に基づく許可病床が200床未満の病院(略)
ア 医療法(略)第1条の5第1項に規定する病院(以下「病院」という。)のうち、同法第7条の規定に基づく許可病床が200床未満のもの(略)	オ 医療法第1条の5に規定する診療所
オ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所(以下「診療所」という。)	ク 児童福祉法(略)第6条の2の2第3項の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関
ク 児童福祉法(略)第7条第2項の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関	コ 母子保健法(略)第22条に規定する母子健康包括支援センター(以下「母子健康包括支援センター」という。)
コ 児童福祉法(略)第10条の2第1項に規定するこども家庭センター(以下「こども家庭センター」という。)	サ 地域保健法(略)第21条第2項第1号に定める特定町村(以下「特定町村」という。)
サ 地域保健法(略)第24条第2項第1号に定める特定町村(以下「特定町村」という。)	(2) 修士課程修学生に係る第一種修学資金の貸与を受けた者が(略)県内の次のアからシ(略)の施設等で(略)従事した場合において、(略)従事期間が貸与期間の2倍に相当する期間(略)に達したとき。ただし、イ及びウにおいては助産師、(略)として従事した場合に限るものとする。 ウ 母子健康包括支援センター
(2) (略)	
ウ こども家庭センター	

提出議案の概要

【保健医療介護部】

【議案名】

乙第9号議案 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

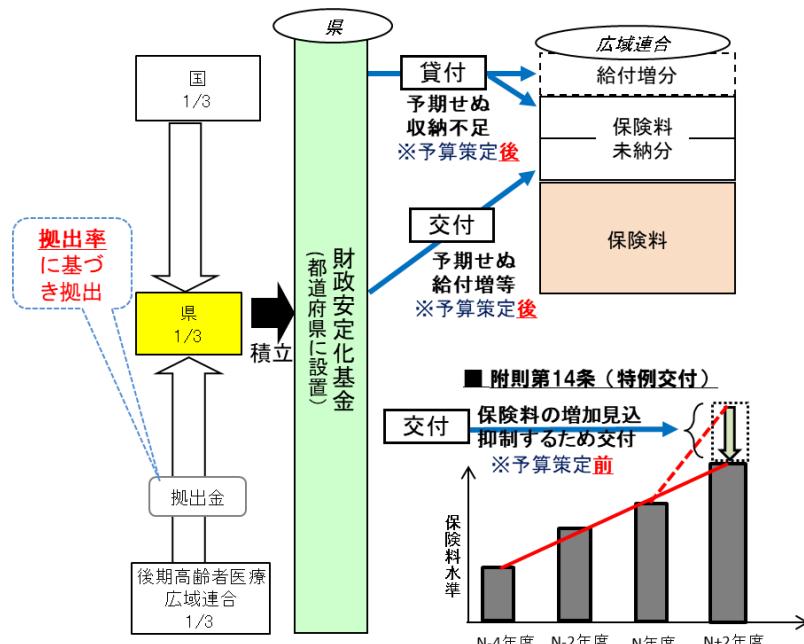
後期高齢者医療の財政の安定化を図るため、県が沖縄県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算定するための割合を改める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 拠出率について、「100,000分の38」に改める。
- 2 その他所要の改正を行う。
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、2は、公布の日から施行する。

【説明】

- 1 後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者等を被保険者とする医療保険制度である。
- 2 当該基金は、その財政の安定化を図るため法律に基づき県に設置し、国・県・広域連合で3分の1ずつ負担し、積立てたところである。
- 3 令和6年度保険料改定時に、急激な保険料の増加が見込まれたことから、当該基金を取り崩して広域連合に交付し、保険料増加の抑制を図ったところである。
- 4 今後も高齢化の進展や医療費の増加が見込まれることから、当該基金の積み増しを行い、後期高齢者医療の財政の安定化に対応する必要がある。
- 5 そのため、広域連合から拠出金を徴収するための拠出率の改正を行うものである。
- 6 なお、法令により、広域連合が拠出した金額の応分を国と県は負担することとなっている。



提出議案の概要

【保健医療介護部】

【議案名】

乙第 10 号議案 国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

国民健康保険法の一部が改正され、市町村から徴収している国民健康保険事業費納付金に子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用が追加されたことに伴い、国民健康保険事業費納付金の算定に関する規定を整備する必要がある。

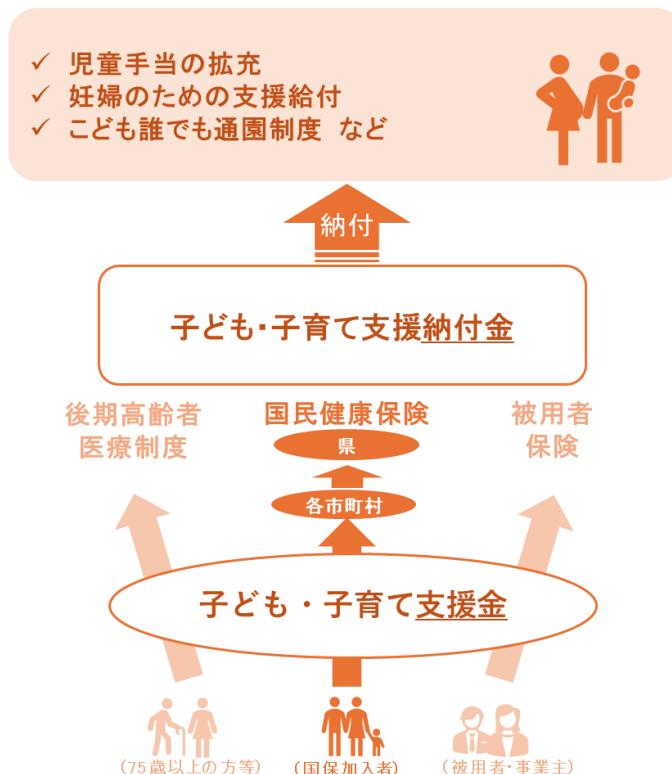
【議案の概要】

- 1 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数等について定める。(第 10 条関係)
- 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。 (附則)

【説明】

- 1 こども・子育て世帯への支援の拡充等に向けた政策に対する安定した財源を確保するため、令和 6 年 6 月 12 日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、「子ども・子育て支援金制度」が創設された。
- 2 「子ども・子育て支援金制度」の財源に充てるため、国民健康保険法の一部が改正され、都道府県が市町村から徴収している国民健康保険事業費納付金に「子ども・子育て支援納付金」の納付に要する費用が追加されることとなった。
- 3 このことに伴い、国民健康保険事業費納付金の算定に関する規定を整備する必要がある。

【国】こども・子育て政策の給付の拡充



提出議案の概要

【保健医療介護部】

【議案名】

乙第 11 号議案 沖縄県地域連携高齢者支援基金条例

【議案提出の理由】

高齢者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、多様な主体による高齢者を支援するための取組を集中的に推進することを目的として、沖縄県地域連携高齢者支援基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

【議案の概要】

- 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定める。（第 1 条から第 7 条まで）
- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（附則第 1 項）

【説明】

沖縄県地域連携高齢者支援基金(仮称)の設置(案)	
現状課題	高齢者人口の沖縄県の伸び率は、他の都道府県の伸び率が緩やかになる局面においても増加することが見込まれており、今後の急速な高齢化への対応が急務である。
目的	高齢者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、事業者、地域住民その他の地域社会を構成する多様な主体による高齢者を支援するための取組を集中的に推進する。
沖縄県地域連携高齢者支援基金の内容	
基金事業 R8-R12 4事業 15億円	<ol style="list-style-type: none">高齢者フレンドリー社会をつなげるプラットフォーム事業 多様な主体が連携し、又は協働することを支援する官民共創の場(プラットフォーム)を構築する。多様な主体によるサービス創出事業 高齢者が住み慣れた地域で日常生活を維持することができるよう、多様な主体が行う事業の創出を支援する。地域密着型サービス事業者参入促進事業 要介護者の住み慣れた地域での生活を支えることができるよう、地域密着型サービスを提供する介護サービス事業者の参入促進を図るための経営支援を実施する。超高齢社会に対応する重点課題対策事業 制度や分野の枠を超えて、超高齢社会への対応を集中的に推進するための事業を実施する。
事業効果	<ul style="list-style-type: none">市町村域や産業分野の枠を超えて多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が「丸ごと」つながる地域共生社会の実現多様な選択があり、住み慣れた地域で日常生活を営める高齢者フレンドリー社会の実現
<p>基金スキーム</p> <p>令和8年度 基金積立金（一般財源）</p> <p>積立</p> <p>沖縄県地域連携高齢者支援基金</p> <p>取崩</p> <p>基金事業 R8～R12 4事業／15億円</p>	

提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第 12 号議案 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

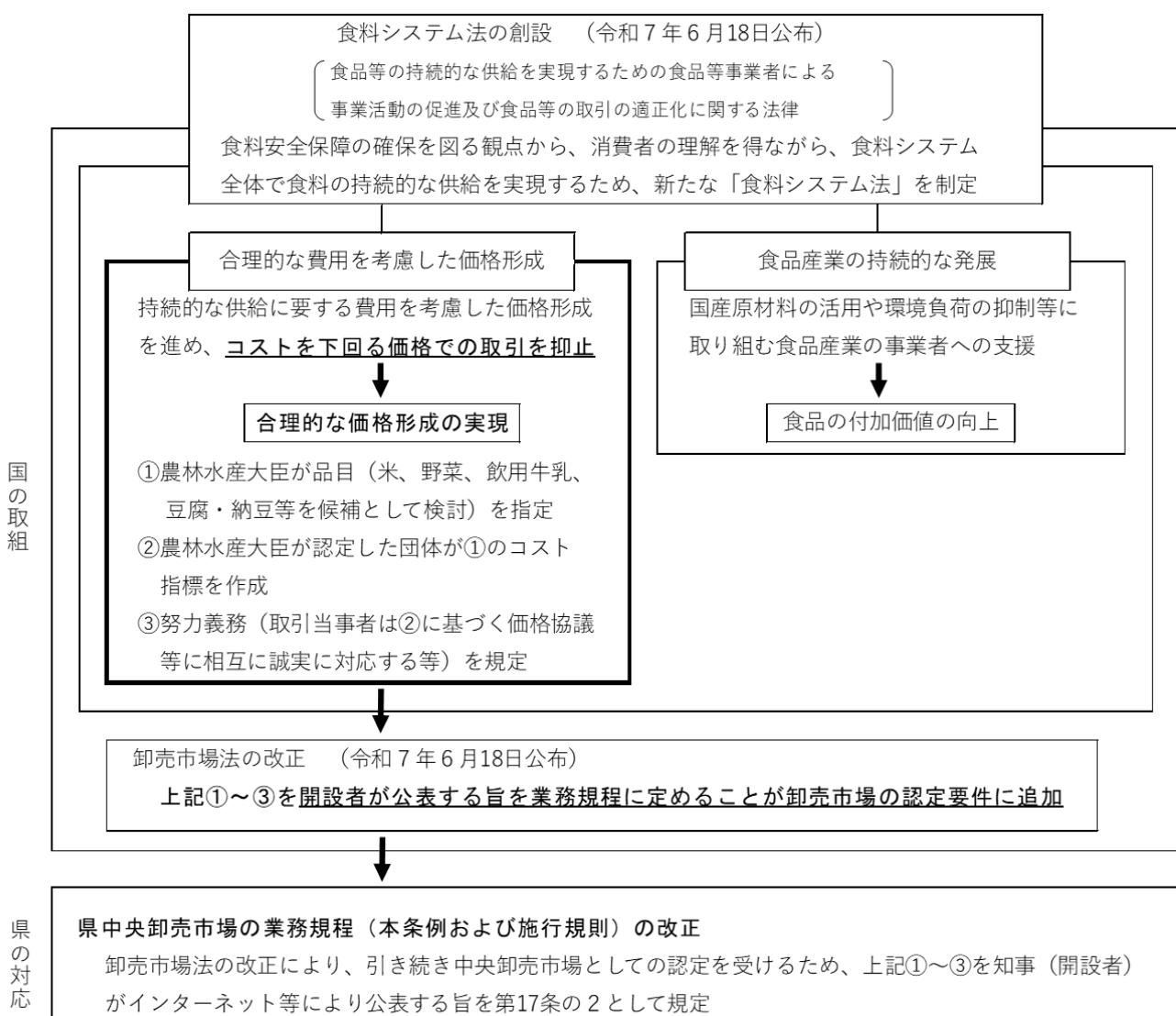
【議案提出の理由】

卸売市場法の一部が改正され、卸売市場の開設者が業務規程に定めるべき内容が追加されたことに伴い、沖縄県中央卸売市場において取り扱う指定飲食料品等の公表について定める必要がある。

【議案の概要】

- 1 指定飲食料品等に関する公表について定める。 (第 17 条の 2 関係)
- 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。 (附則)

【説明】



提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第 13 号議案 沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

沖縄県立農業大学校の授業料の適正化を図る必要がある。

【議案の概要】

- 1 授業料の年額を 83,700 円から 118,800 円に段階的に改めることとする。
- 2 条例の施行日は、1 段階目が令和 9 年 4 月 1 日から、2 段階目が令和 10 年 4 月 1 日からとする。

【説明】

- 1 令和 6 年度に新築移転を実施し、より質の高い農業教育を提供し、就農者支援を続けるため、受益者負担の観点から授業料の額の適正化を図る必要がある。
- 2 授業料の額は、各県の農業大学校が県立高等学校の授業料に額に準拠していることを勘案し、高等学校年間授業料並とする。
- 3 授業料の額の適用については、令和 9 年度に実習環境が整い、令和 10 年度より専攻実習において新カリキュラムに適応した質の高い教育サービスが開始されること、授業料の引上げに伴う学生の経済的負担を配慮する必要があることを考慮し、令和 9 年度入学者の授業料の額については、段階的に引き上げる。
- 4 令和 9 年度入学者の授業料は、令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日の間は 101,250 円、令和 10 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日の間は、118,800 円とする。

入学年度と授業料

入学年度	1 年生時の授業料	2 年生時の授業料
令和 8 年	83,700 円	83,700 円
令和 9 年	101,250 円	118,800 円
令和 10 年～	118,800 円	118,800 円

提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第 14 号議案 沖縄県糖業・農業振興基金条例

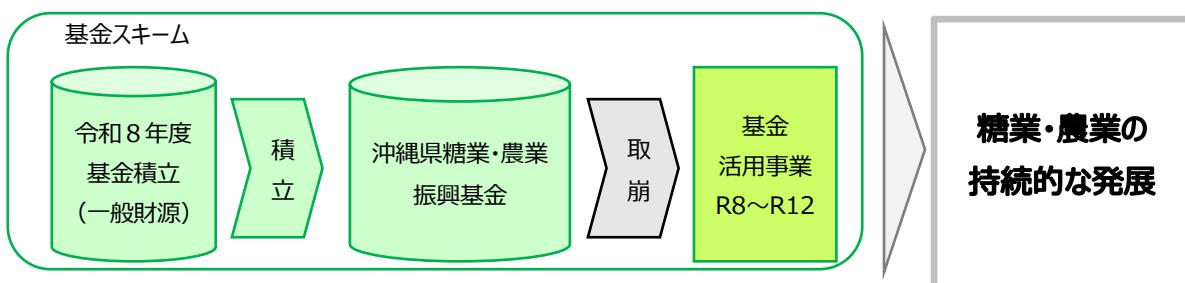
【議案提出の理由】

糖業及び農業の総合的な振興及び持続的な発展を図ることを目的として、沖縄県糖業・農業振興基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

【議案の概要】

- 1 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定める。 (第 1 条から第 7 条まで)
- 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。 (附則)

【説明】



○基金を活用して実施する事業

	事業名	内容
緊急対応枠	生産資材価格高騰対策支援事業	資材導入補助により栽培環境を最適化し、生産性向上とコスト・環境負荷軽減を図る。
緊急対応枠	農業用廃プラスチック適正処理支援事業	廃プラ処理負担軽減と、効率的・安定的な処理体制の構築を支援する。

«緊急対応枠»

社会情勢の急変や災害に対応するため、迅速性・機動性を基金によって確保する。

«構造転換枠»

中長期的な計画を踏まえ、農家が安心して「将来に向けた投資」を決断できる環境を創出する。

	事業名	内容
構造転換枠	沖縄県産分蜜糖ブランド化推進事業	県産分蜜糖の流通拡大を支援し、ブランド化と分蜜糖製造事業者の経営安定化を図る。
構造転換枠	さとうきび作業受委託推進モデル実証事業	作業受委託課題解決のモデル実証を実施し、安定生産及び生産量の拡大を図る。
構造転換枠	沖縄県水稻・小麦等安定生産支援モデル事業	集落営農体制の確立を支援し、水稻・小麦における安定生産の推進を図る。
構造転換枠	低コスト化に向けた農業機械導入支援事業	先端農業機械導入を支援し、経営安定と産地競争力強化を図る。
構造転換枠	農地活用集積促進事業	遊休農地再生を補助し、農地の有効活用と担い手への集積を加速する。
構造転換枠	農業を担う者への農地集積推進事業	農地の所有者へ協力金を交付し、担い手の経営の規模拡大と効率化を図る。